

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年3月30日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

校庭内給水管漏水修繕

2 履行場所

横浜市都筑区富士見が丘21-1  
横浜市立川和中学校

3 契約日

令和4年12月14日

4 履行日

令和4年12月22日

5 契約金額

572,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区石川町3-105-18  
株式会社 伸栄興業所

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

プール前ツリーサークルからグラウンドにかけて漏水が生じた。校内の水道量が多くなっていることから、格技場への水道管に問題があることが想定された。地盤沈下等の安全面のリスクや、水道が止まることによる教育活動への影響、また水道料金において学校運営に重大な支障が生じると考え、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿登録の、建築局公共建築部安全推進課による選定業者

9 所管課

横浜市立川和中学校